

地域未来投資促進法 支援施策のご紹介

香川県成長ものづくり分野等における基本計画



かがやくけん、かがわけん。

香川県

地域未来投資促進法に基づき、香川県では県内全市町と共同で、「成長ものづくり等」を中心とした事業分野を幅広く支援する基本計画を策定しました。この基本計画に基づき、該当する事業分野の高い付加価値を創出する投資を香川県は力強く支援します。

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業(地域経済牽引事業)を促進することをねらいとしています。

香川県成長ものづくり分野等における基本計画の概要

計画のポイント

香川県は、高度なものづくり基盤技術を有する企業及び食品関連企業が多数立地するほか、臨海部には基礎素材型の大型工場が立地するなど、バランスのとれた産業構造であることが強みであり、これを維持・発展させることにより、地域経済全体として、より質の高い雇用や経済波及効果、付加価値を創出していく将来像を目指す。

促進区域

香川県内8市9町(高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町)

経済的効果の目標

本計画による各種支援を通じて、地域経済牽引事業による1,330億円の付加価値額を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

要件1

地域の特性を活用すること(①～⑤のいずれか)

- ①ものづくり基盤技術産業(建設機械・電気機械・造船等)の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②エネルギー・基礎素材型産業及びその関連産業の技術を活用した成長ものづくり分野
- ③食料品産業及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④先端的研究開発や知的財産を生かした産業の技術を活用した研究開発・情報分野
- ⑤瀬戸大橋や高松空港等の交通・物流インフラを活用した運輸・物流産業及びその関連産業分野

要件2

高い付加価値を創出すること

- 付加価値増加分：4,040万円超*

※本県の1事業所あたりの平均付加価値額(経済センサス-活動調査(平成24年))

要件3

いずれかの経済的効果が見込まれること

- 売上げ：1%増加
- 雇用者数：3%増加
- 雇用者給与等支給額：3%増加

計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで



〈具体的な支援施策〉 経営課題に応じて、様々な支援措置があります！

▶ 設備投資減税

- 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ地域の強みを生かした先進的な事業として国の確認を受けた設備投資に対して減税措置を実施。
- 本制度は大企業も活用でき、建物・構築物も含めて減税対象となることが特徴。

課税の特例の対象・内容

承認された事業計画に基づいて行う
設備投資に係る減税措置を講じる

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円が限度

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限

法的枠組みにおける支援スキーム

地域経済牽引事業計画

■ 承認のポイント

- ・県の策定する基本計画に合致していること
- ・地域経済に対して高い波及効果があること

課税の特例措置

■ 確認のポイント

- ・先進性を有すること
- ※下記の「先進的な事業(国の確認)の基準」を参照

事業者
作成

承認 県

確認 国

先進的な事業(国の確認)の基準

1. 先進性に関する基準

- ① 開発又は生産する製品の先進性
 - 同業他社に普及していない技術等を活用した製品
※先端技術を活用した製品(革新的な新素材)等
 - 既存技術等を活用しつつも、(潜在的な)顧客ニーズ等に対応した新たな製品
※既存技術の組み合わせや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品等
- ② 製品の生産又は販売の方式の先進性
 - 同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業
※生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入等
 - 同業他社の一般的な方式とは異なる販売方式を含む事業
※ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、これまで当該製品の主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業(地域会社による新興国市場開拓等)等
- ③ 開発又は提供する役務の先進性
 - 同業他社に普及していない技術等を活用したサービス
※第4次産業革命等の先端技術を活用したサービス(自動走行技術による運送サービスやロボット技術を活用したサービス等)等
 - 既存技術等を活用しつつも、(潜在的な)顧客ニーズ等に対応した新たなサービス
※複数サービスの組み合わせや既存サービスの性能の変化(低価格化、高品質化)等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス
- ④ 役務の提供の方式の先進性
 - 同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業
※新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、これまで当該サービスの主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業等

2. 売上高に関する基準

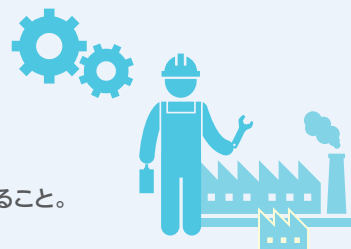
- 計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。

3. 減価償却資産の取得予定価額に関する基準

- 取得予定価額の合計額が2000万円以上であること。

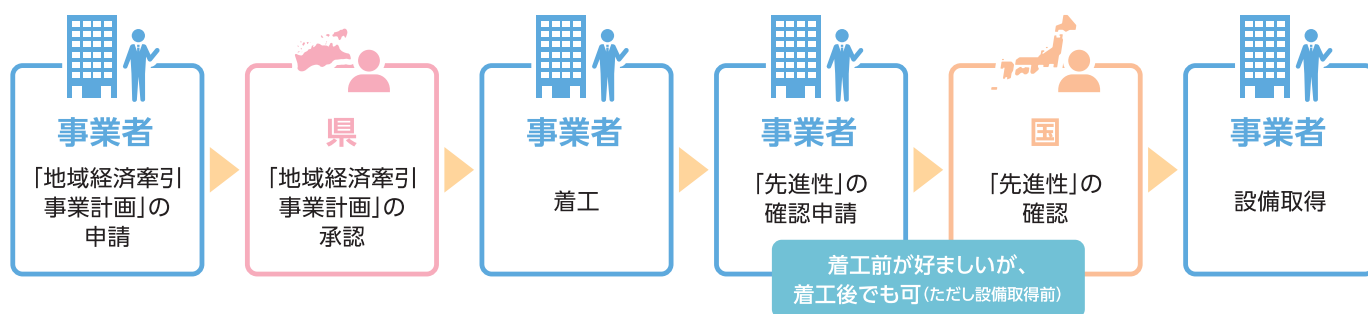
4. 取得予定価額と減価償却費の比率に関する基準

- 取得予定価額が、当該対象事業者の前年度における減価償却費の額の10分の1以上の額であること。





設備投資減税を受けるための手続き(スケジュール)



▶ 不動産取得税の免除

- 一定の要件を満たす場合に、建物及び土地(建物の垂直投影面積に限る)に係る不動産取得税の課税が免除されます。

▶ 低利融資

- 中小企業者が、承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を行おうとする場合、日本政策金融公庫の低利融資を利用できます。(詳細は日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。)

▶ 人材確保支援

- 県が設置した香川県就職・移住サポートセンター「ワークサポートかがわ」(地方版ハローワーク)をはじめ、就職支援サイト「jobナビかがわ」を活用し、きめ細かく人材確保を支援します。

▶ 用地情報(収集・活用)

- 県内空き用地や未利用地に関する情報収集を行い、情報の一元化、データベース化を図り、ホームページ等により情報提供します。

ワンストップサービス窓口

県では、事業者が立地する際の各種情報提供や、立地に関する手続き、立地後の操業上の課題等への対応について、関係機関と連携を取りながら迅速かつ的確にサポートするため、ワンストップサービス窓口を開設しています。

〈お問い合わせ先〉

● 香川県商工労働部 企業立地推進課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号(県庁東館6階)
TEL:(087)832-3354 FAX:(087)806-0210
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kigyoritti/>
e-mail:kigyoritti@pref.kagawa.lg.jp

● 香川県 東京事務所 産業振興部

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6番3号(都道府県会館9階)
TEL:(03)5212-9100 FAX:(03)5212-9101

● 香川県 大阪事務所

〒542-0083 大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目18番24号
(クロスシティ心斎橋4階)
TEL:(06)6281-1661 FAX:(06)6281-1662

● 四国経済産業局 地域経済部 地域未来投資促進室

〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号(高松サンポート合同庁舎北館7階)
TEL:(087)811-8516(新規事業室内) FAX:(087)811-8555
〈地域未来投資促進法HP〉
http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html